

第6回 学会認定・臨床輸血看護師 受験申請の手引き (2015年度)

2015年5月1日

学会認定・臨床輸血看護師制度協議会
協議会 会長 大戸 斉
審議会 会長 田崎哲典
カリキュラム委員会 大久保光夫
試験委員会 梶原道子
資格審査委員会 牧野茂義
施設認定委員会 水田秀一

【目的】

輸血は種々の副作用・合併症を伴い易く、特に患者に最も近いところで臨床輸血に関する看護師には、輸血に関する正しい知識と的確な看護能力が求められる。臨床輸血に精通し、安全な輸血に寄与することのできる看護師の育成を目的として日本輸血・細胞治療学会は、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会の協力を得て、学会認定・臨床輸血看護師制度を導入した。なお、本制度は日本看護協会の推薦を得ている。

【受験申請資格】

次の各項の全てを満たしていなければならない。

1. 看護師とする。ただし、准看護師は不可とする。
2. 輸血治療を行っている施設の看護師を対象とする。
3. 看護師免許を取得し、2015年7月31日現在、通算3年以上の臨床経験を有する。
4. 受験申請にあたっては所属長（看護部長またはそれに代わる者）、及び輸血責任医師、それぞれの推薦書が必要である。
5. 過去3年間に日本輸血・細胞治療学会、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本看護協会の主催、又は共催した学会、講演会および研修会などへの参加、或いは輸血に関する研究発表（論文、著書を含む）があることが望ましい。

【受験申請手続き】

各様式は日本輸血・細胞治療学会のホームページ（<http://yuketsu.jstmct.or.jp/>）からダウンロードし、記載後はその他の書類と共に学会認定・臨床輸血看護師制度係に送付する。研修施設一覧は、日本輸血・細胞治療学会ホームページ参照のこと。

1. 申請に必要な書類
 - 1) 学会認定・臨床輸血看護師受験申請書（様式1-1）、業績目録（様式2）、推薦書（様式3-1（所属長用）、3-2（輸血責任医師用））、証明書貼付用台紙（様式4）
 - ・ 推薦書（様式3-1、3-2）は、申請者本人および推薦者本人が自署、捺印する。

- ・書類は保管の都合上、全てA4の大きさに統一する。それより大きいものは縮小コピーし、小さいものは拡大コピーする。
- ・論文、著書、学会発表・参加がある場合は、業績目録（様式2）に記載し、かつそれぞれ申請者名、発行（発表）年月日、誌名、ページ、会の名称と開催年月日などがわかる部分のコピーを添付する。学会や講習会の参加証明としては会が発行したネームカード、或は参加証は原本（出席者の氏名が記載されていること）の添付が望ましいが、コピーも可とする。但し、不正があった場合は合格を取り消す。
- ・これらは「証明書貼付用台紙（様式4）」に貼付する（1枚の台紙に複数枚貼付可）。
- ・単位数は別表（後記）に従い記載する。
- ・様式2一枚に書ききれない場合には、同用紙をコピーし次頁に追加記載する。
- ・業績目録に該当するものがない場合、各項目の「無」に○を付ける。
- ・「学会認定・自己血輸血看護師」、「学会認定・アフエレーシスナース」の認定者は認定証のコピーを添付する。

2) 看護師免許証のコピー

3) 申請料(10,000円)、受験料(10,000円)、研修料(10,000円)の計30,000円を、郵便局備えの振込用紙で振込み、その受領証のコピー

- ・「学会認定・自己血輸血看護師」、「学会認定・アフエレーシスナース」の何れか一方、或いは両方の認定者は、受験料が半額となる。但し、認定証のコピーの添付を条件とする。【受験申請に伴う諸費用】を参照のこと。

郵便振替：00170-5-488667

学会認定・臨床輸血看護師制度係

4) 写真2枚（1枚は本人用、1枚は事務局用）。

- ・サイズはおよそ6cm×6cmで、裏面に氏名、所属を明記する。撮影日は記入する必要はないが、半年以内で確実に本人と確認できるものとする。

5) 申請書類受領の連絡用の郵便はがき（申請者の住所・氏名を記入）

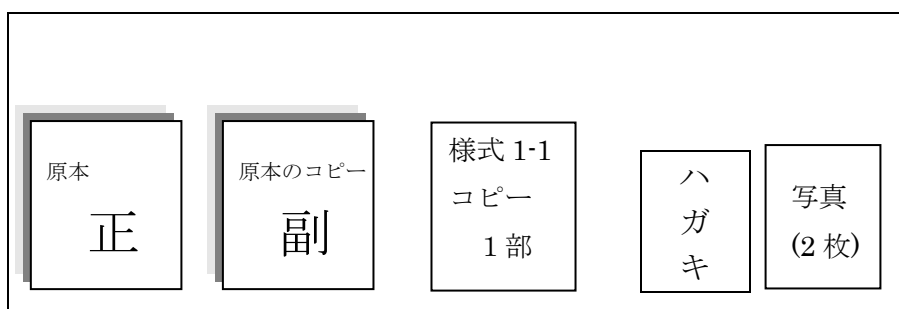
<注意>

- ・参加証原本の提出者で、返却を希望する場合には、申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。

2. 申請書類の綴じ方

- ・原本は、様式1-1、2、3-1、3-2、4、免許証のコピー、振込み受領証のコピーの順に綴じて「正」とし、その全頁をコピーし綴じたものを「副」とする。
- ・「正」「副」ともそれぞれ左上をホチキスで留める。
- ・様式1-1のコピーは別に1部添付する。
- ・写真、及び郵便はがきはそのまま封筒に入れる。

* 申請書一式*



3. 申請受付期間：2015年6月1日から7月31日まで（必着）

4. 申請書類送り先

（角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し、簡易書留または宅配便で送ること）

〒113-0033

東京都文京区本郷2-14-14

ユニテビル5階

日本輸血・細胞治療学会内

学会認定・臨床輸血看護師制度係

電話 03-5804-2611

（発送後2週間以内に書類受領の連絡はがきが返送されない場合は、電話で問い合わせること）

【受験申請に伴う諸費用】

1. 受験申請に伴う費用は、申請料（10,000円）、受験料（10,000円）、研修料（10,000円）、登録料（5,000円）とする。
2. 初回は、申請料（10,000円）、受験料（10,000円）、研修料（10,000円）の計30,000円を、郵便局備えの振込用紙を用いて郵便振替で前納する。登録料（5,000円）は全ての認定の条件を満たした者が最後に納入する。なお、「学会認定・自己血輸血看護師」、「学会認定・アフレーシスナース」の何れか一方、或いは両方の認定者が受験申請書（様式1-1）の「他の認定・資格など」の欄に必要事項を正しく記載し、認定証のコピーを添付した場合、受験料を5,000円とする。
3. 資格審査で不合格となった場合は、受験料（10,000円）、研修料（10,000円）の計20,000円は返却される。資格審査合格者が研修や試験を辞退した場合は、返却されない。

【日 程】

2015年6月	日本輸血細胞治療学会誌61(3)に関連書類の掲載
2015年6月1日～7月31日	受験申請受付
8月	受験資格審査結果の受験申請者への通知
9月	受験有資格者へ講習会、筆記試験日時などの連絡
11月7、8日	講習会、筆記試験
11月中旬	試験合格者へ指定施設での研修日時などの連絡
2016年1～3月上旬	指定施設での研修（1日間）
2016年4月	審議会と協議会での審議を経て、学会認定・臨床輸血看護師制度協議会から認定

【試験会場・範囲・内容・合否基準・再受験など】

1. 試験会場

大阪商工会議所

2. 試験範囲と内容

- ・試験は筆記とし、実技試験は行わない。
- ・試験範囲は「学会認定・臨床輸血看護師制度カリキュラム」によるが、輸血に関するup-to-dateな話題で重要なものも対象とする。
- ・試験問題の内容、正解などは試験終了後にも公表しない。

3. 病院研修について

- ・筆記試験合格者（概ね6割以上）に対して実施する。
- ・研修病院は本協議会が認定した医療機関で、資格取得希望受験者の義務である施設研修教育を担うものとする。
- ・研修は自施設以外で行うものとする。
- ・研修病院及び研修の日程が決定した後に個人的な理由（例：インフルエンザ、体調不良、手術、身内のご不幸など）で、それらを変更することはできない。但し、自然災害や公共交通機関のトラブル、研修病院の不都合などで、本人の受験希望に反し、不受験を余儀なくされた場合は、書面で理由が提出された場合に限り、別施設での研修を考慮する。
- ・病院研修において評価が不良であった場合、当該項目に関しレポートの提出を求め、その結果で最終的に認定証の交付が判断される。
- ・病院研修未了者が翌年、研修を希望する場合は指定日までに①再受験申請書（様式1-2の原本とコピー1部）、③連絡用の郵便はがき（申請者の住所、氏名を記入）、⑤研修料（10,000円）の郵便振替受領書のコピー、を提出する。もし、3回続けて病院研修を受けない場合、最初に提出された書類は全て無効となり、受験は新規扱いとなる。

4. 合否基準

- ・試験終了後の合否判定会議にて総合的に判断する。
- ・講習会欠席者の受験は認めず、不合格とする。

5. 試験不合格者の受験

1) 再受験資格

- ・認定試験不合格の場合、申請に必要な書類は新規受験年から3年間有効とする。
- ・筆記試験の再受験者も前日の講習会への参加は必須とし、不参加者の再受験は認めない。
- ・病院研修未終了などで不合格となった者が再受験する場合は、翌年、病院研修のみでよい。

2) 再受験申請手続き

- ・3年以内に再受験する場合の申請書類は、①再受験申請書（様式1-2の原本とコピー1部）、②写真2枚（半年以内に撮影され、確実に本人確認ができるもの）、③連絡用の郵便はがき（申請者の住所、氏名を記入）、④受験料（10,000円）、および⑤研修料（10,000円）の郵便振替受領書のコピーだけでよい。試験合格者が病院研修未終了で不合格の場合は、①、②、③、⑤のみでよい（④の受験料の納入は必要ない）。
- ・①再受験申請書（様式1-2）は日本輸血・細胞治療学会のホームページからダウンロードする。
- ・事務処理上、再受験者も角2サイズ〔240mm×332mm〕の封筒を使用し簡易書留または、宅配便で送ること。
 - ・再受験者の申請期間は、2015年6月1日～7月31日（必着）とする。

6. 試験欠席者の扱い

- ・試験欠席者は試験不合格者と同様の扱いとなる。

【認定登録】

1. 認定登録の際は、日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。
2. 登録料として5,000円を納付しなければならない。
3. 認定証の発行は、学会認定・臨床輸血看護師制度審議会と協議会が適格と認めた者に対して行う。但し、合格後、登録料納入や学会への入会が確認できない場合、認定証は交付しない。確認後に交付するが、認定期間は所定の5年間から、これらの未了期間を除いた期間とする。

【認定登録の更新】

1. 更新の申請について

本制度は5年毎の更新とする。更新の手続きは認定期間最終年度末の2月中に行う。単位取得の期間は認定初年度の2ヶ月前より最終年度末の2ヶ月前までとするので、余裕を持って単位を取得されたい。更新対象者への案内は前年（例：第1回認定者には、2015年）に学会事務局から行われる。

具体的には第1回目の認定者（認定期間2011年4月1日～2016年3月31日）は、単位取得期間を2011年2月1日～2016年1月31日までとし、更新の手続きは2016年2月1日～2月29日とする（下記、（*）初回更新者に対する特例措置、を参照）。第2回目の認定者（認定期間2012年4月1日～2017年3月31日）は、単位取得期間を2012年2月1日～2017年1月31日までとし、更新の手続きは2017年2月1日～2月28日とする。同様に、第3回目以降の認定者の認定期間、単位取得期間、更新の手続きは下記の如くである。

	認定期間	単位取得期間	更新手続き期間
第1回認定者(*)	2011.4.1～2016.3.31	2011.2.1～2016.1.31	2016.2.1～2016.2.29
第2回認定者	2012.4.1～2017.3.31	2012.2.1～2017.1.31	2017.2.1～2017.2.28
第3回認定者	2013.4.1～2018.3.31	2013.2.1～2018.1.31	2018.2.1～2018.2.28
第4回認定者	2014.4.1～2019.3.31	2014.2.1～2019.1.31	2019.2.1～2019.2.28
第5回認定者	2015.4.1～2020.3.31	2015.2.1～2020.1.31	2020.2.1～2020.2.29
第6回認定者	2016.4.1～2021.3.31	2016.2.1～2021.1.31	2021.2.1～2021.2.28

（*）初回更新者に対する特例措置

第1回目の認定者についても2016年1月末日までに30単位以上を取得し、手続きをすることが望ましい。しかし、既に認定後1年が経過していることを考慮し、単位取得期間を1年延長し、2017年1月末日までとするので、その間に30単位に満たない分の単位を取得されたい。但し、更新申請書類の提出は2016年2月1日～2016年2月29日とし、不足分の単位数、及び1年以内にそれを取得する見通しについて申告しなければならない。これを条件に認定証（仮）を発行する。単位が満たされた段階でそれを証明する書類を提出し、審査で確認後、正式な認定証を発行する。この期間は、正式に「学会認定・臨床輸血看護師」と称することはできない。なお、認定期間は2016年4月1日から2021年3月31日までで、2017年1月末日までに取得した単位のうち、追加分は、次の更新には使用できない。

2. 登録更新の実際

- 1) 学会認定・臨床輸血看護師 更新申請書（様式 1-3）を使用する。
- 2) 下表により加算して 30 単位以上であり、少なくとも 10 単位は日本輸血・細胞治療学会関連でなければならない。
- 3) 学会や講習会の参加証明としては会が発行したネームカード、或は参加証は原本（出席者の氏名が記載されていること）の添付が望ましいが、コピーも可とする。但し、不正があった場合は認定を取り消す。原本の提出者で返却を希望する場合には、更新申請時にその旨を明記し、宛先を記載した切手貼付返信用封筒を同封する。
- 4) 研究発表（論文、著書、学会発表等）がある場合は、業績目録（様式 2）に記載し、かつそれぞれ申請者名、発行（発表）年月日、誌名、ページ、会の名称と開催年月日などがわかる部分のコピーを添付する。
- 5) 教育活動等に関しては、会の名称、役割（研修会等の講師を含む）、日時・期間を明記する。5 年間に同一の役割を複数回務めた場合、その全てを 1 回として算定する。尚、上記の学会や講習会、研究発表や教育活動等は輸血医学に関連のあるものに限る。

3. その他の関連事項

- 1) 更新時には日本輸血・細胞治療学会の会員でなければならない。
- 2) 登録更新料として 5,000 円を納入する。
- 3) 申請により認定登録更新の期間が延長できる場合（長期療養、育児休暇など）があるので、該当する方は学会事務局に問い合わせること。詳細は学会ホームページの認定制度（規約、第 12 条）を参照されたい。

(表) 学会認定・臨床輸血看護師の業績に関する基準単位

学会参加		
日本輸血・細胞治療学会総会		10
同上	秋季シンポジウム	10
同上	支部会例会	5
日本血液事業学会総会		8
日本自己血輸血学会総会		8
赤十字血液シンポジウム		5
その他の学会*		5
研究発表**		
原著論文（筆頭）		10
同上	（共同）	5
その他の著書（筆頭）		5
同上	（共同）	3
学会発表（筆頭）		10
同上	（共同）	3
学会主催または共催の教育活動等*		5
講習会、研修会等参加**		5

* 6 団体（日本輸血・細胞治療学会、日本血液学会、日本外科学会、日本産科婦人科学会、日本麻酔科学会、日本看護協会）が主催または共催した輸血医学に関連のあるものに限る。その他は審議会において審査する。

** 輸血医学に関連のある研究発表、及び講習会や研修会への参加で、審議会において審査する。なお、講習会や研修会等への参加については 2015 年 5 月現在、東京都輸血療法研究会、都道府県合同輸血療法委員会、造血細胞移植学会、日本自己血輸血学会教育セミナー、自己血輸血看護師制度協議会指定セミナーが認められている。

【重要なお知らせ】

1. 受験申請者数の制限について

本制度は発足後、順調に発展し、今回で 6 年目を迎えました。本制度の重要性が認識されるにつれ、受験申請者数もまた増加しております。そのため講習会や試験会場、及び研修病院の確保が困難となっており、協議会では、昨年度（第 5 回試験）から、人数を概ね 180 名に制限して受け入れることに致しました。申請の受理は先着順とし、もし受け入れ許容人数を超えた場合は、一旦、速やかに全ての書類、諸費用を返却し、翌年に優先して受理することに致します。なお、再受験者も優先して受け付けますので、少なくとも 3 年間は、受験条件に変更はありません。

2. 会費の滞納と認定資格の喪失について

認定資格の取り消しの事由として、学会認定・臨床輸血看護師制度規約 第 20 条 4) に、日本輸血・細胞治療学会を退会したとき、と明記されております。他方、学会の定款第 13 条には、退会の事由として、2 年以上会費を滞納した者、とあります。即ち、会費の滞納は資格の喪失に繋がります。但し滞納されても未納分を遡って納入することで、資格は継続されます。定款、規約は学会ホームページより参照可能です。

間もなく第 1 回目の資格取得者が更新を迎えますが、継続して日本輸血・細胞治療学会の会員として、また学会認定・臨床輸血看護師として、ご活躍をお願い申し上げます。